解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二八二番地

有限会社安森薬局

清算人　安森　盛章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月十五日高松地方裁判所の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

香川県高松市西浜新町五九九番地　大日寺

清算人　松井　創

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

東京都新宿区原町三丁目一九番地ラーズビル六〇一　特定非営利活動法人げんきだよ

代表清算人　為田　知子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十六日開催の臨時総会の決議を経て、同年十二月二十六日に国土交通大臣及び経済産業大臣の許可を受け、同年十二月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

東京都台東区上野七丁目一二番一三号協和ビル五階

社団法人全国自動車部品商団体連合会

代表清算人　船場　透

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

静岡県菊川市川上八五六番地の一

社団法人川上報徳社

代表清算人　鈴木　充

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月七日

大阪府堺市美原区さつき野東三丁目七番三号

特定非営利活動法人藤井寺心身障害児者父母の会

清算人　久松　靖生

配当公告

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一一三番地

破産者　株式会社アジャクス

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十年(フ)第三七一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、九二九、二八〇、四六七円

一、配当することのできる金額

優先債権　金二九、四五〇、六一五円

一般債権　金六七、七七七、五八二円

平成二十四年二月七日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　湯沢　誠

配当公告

名古屋市中区新栄二丁目一三番三号

破産者　株式会社大企

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年(フ)第一三二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、四四一、三〇八、〇三三円

一、配当することのできる金額

金六五、三八四、三九五円

平成二十四年二月七日

名古屋市東区芳野二丁目五番一四号メイゾン芳野五〇三号　破産管財人　朝日　裕晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市日の出町六〇四番地一、最後の住所北海道三笠市幾春別町四丁目二九五番地　被相続人　亡　海野　直孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月七日

北海道夕張郡由仁町本町一八六番地

相続財産管理人　金山　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字大性字一本柳八番地の一、最後の住所青森県北津軽郡鶴田町大字大性字一本柳二一番地二

被相続人　亡　芹川　忠則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月七日

青森市長島二丁目一九番一一号　沼田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　沼田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市末広町一丁目二三二六番地、最後の住所茨城県水戸市上水戸二丁目二番二〇―四〇五号スカイタウン上水戸

被相続人　亡　峯崎　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月七日

茨城県水戸市五軒町二丁目二番七号ＡＯＩＣＯＵＲＴ五〇一号

相続財産管理人　弁護士　水口　二良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市中村町三丁目一八番、最後の住所埼玉県秩父市中村町三丁目一八番三号

被相続人　亡　村山　益一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月七日

埼玉県秩父市道生町三番六号

相続財産管理人　新井兄三郎

第84期決算公告

平成24年2月6日　東京都千代田区鍛冶町1丁目10番4号

株式会社太洋商会

取締役社長　山口　秀夫

貸借対照表の要旨　（平成23年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	143,705	流動負債	182,802
固定資産	2,760,519	固定負債	889,174
		株主資本	1,832,248
		資本金	90,000
		資本剰余金	55,345
		資本準備金	55,345
		利益剰余金	1,700,345
		利益準備金	36,000
		その他利益剰余金	1,664,345
		（うち当期純利益）	(61,535)
		自己株式	△13,442
合計	2,904,224	合計	2,904,224